

東濃西部広域行政事務組合 消費生活相談員

(パートタイム会計年度任用職員) 募集要項

東濃西部広域行政事務組合では、3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）の市役所の消費生活相談窓口へ消費生活相談員派遣事業を実施しており、相談業務等に従事する消費生活相談員を募集しています。

1 募集人員

1名

2 職務内容

下記職務に係る補助

- (1) 各市相談窓口に出向き、消費生活に関する相談業務や業者との斡旋・交渉を行う。
- (2) 各市相談窓口担当者に対し、助言や指導を行う。
- (3) 相談の件数、種別、傾向など、各種データの集計や分析を行う。
- (4) 全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）への入力を行う。
- (5) その他消費者行政の推進に関する業務

3 応募資格

- (1) 消費生活相談業務を遂行する熱意を有する方
(募集時は次のいずれかの資格の有無は問いませんが、将来、いずれかの資格を取得すること。)
なお、採用後、消費生活相談員等資格取得への支援を行います。
ア. 消費者安全法に規定する登録試験機関が認定する消費生活相談員
イ. 独立行政法人国民生活センターが認定する消費生活専門相談員
ウ. 一般財団法人日本産業協会が認定する消費生活アドバイザー
エ. 一般財団法人日本消費者協会が認定する消費生活コンサルタント
- (2) パソコンの基本操作(ワード・エクセルなど)ができること
- (3) 普通自動車運転免許を有すること

4 勤務条件

- (1) 任用期間 採用日から令和7年3月31日
※勤務状況が良好な場合、再度の任用をお願いすることがあります。
- (2) 身分 パートタイム会計年度任用職員（消費生活相談員）
- (3) 勤務日 週4日勤務（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く）
※月曜日から金曜日のうち1日休み、週30時間勤務
- (4) 勤務時間 午前8時30分から午後5時（昼休憩1時間）
- (5) 有給休暇 任期に応じて0～10日（時間休暇取得可）

- (6) 報酬等 月額192,337円(地域手当含む)
- ・6月と12月に期末手当及び勤勉手当を支給
(年2.35月分、在職期間による減額あり)
 - ・通勤距離が片道2km以上となる場合、通勤手当相当額を支給(自家用車通勤をする場合、駐車場の確保及び駐車場料金は自己負担)
(人事給与制度等改正により変わる可能性あり)
- (7) その他 共済組合(短期)、厚生年金及び雇用保険の被保険者となります。

5 勤務場所

東濃西部広域行政事務組合(多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎内)
※相談担当日は当組合へ出勤後、3市の市役所消費生活相談窓口へ出向きます。

6 応募方法

次の書類を東濃西部広域行政事務組合へ提出(郵送可)してください。

- (1) 選考申込書(東濃西部広域行政事務組合で配布または組合ホームページからダウンロード)
- (2) 自動車運転免許証の写し(住所変更等により裏面の記載事項がある場合、裏面の写しも提出)

7 募集期間

随時

8 選考方法

- (1) 1次選考 書類審査
- (2) 2次選考 面接試験(会場:多治見市役所 本庁舎 を予定)
※1次選考後、書類審査の結果及び審査通過者には面接試験時間などの詳細について通知します。

9 提出・問合せ先

〒507-8703

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎3階

東濃西部広域行政事務組合 事務局 担当:下藤

TEL 0572-22-1111 内線1331

FAX 0572-25-3411

E-MAIL kouiki@tono-seibu.org

HPアドレス <http://tono-seibu.org/>